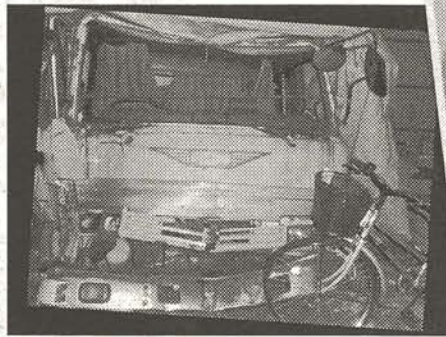


# 告発「娘はこの制度の犠牲にされた」

# 終わる裁判の 落とし穴



14歳で亡くなった白倉美紗さん（写真上）。両親は毎年、美紗さんの誕生会を開いている。今年は19歳を祝った



事故を起こしたトラックと自転車は、自宅の倉庫に保管している

その交通事故は、03年9月1日午前7時15分、北海道南幌町で起きた。札幌から東へ約25キロ、田畑に囲まれた見通しの良い直線道路で、4トントラックと自転車が衝突したのである。自転車に乗っていた中学3年生、白倉美紗さん（当時14）は、脳挫傷と外傷性

裁判員制度のもとでは、「7割の裁判が3日以内に終わる」とはにわかには信じがたい文句だが、それを実現するがために作られた「仕掛け」がある。それもこれも裁判員に選ばれた国民の負担を軽くするためののだが、交通事故で娘を失った家族はその「仕掛け」で深い傷を負った。

「美紗には6歳下の妹がいます。その妹が中学生になった時、自転車通学を試してみたんです。ダメでした。車も通っていないのに、この場所で震えだし、おびえて渡れませんでした……」

「警察は、ブレーキ痕の一部を無関係と判断して証拠を押さえていなかったのです。現場写真もほとんど撮っていませんでした。それが分かってから2カ月後、警察は再実況見分を行った。」「警察は、ブレーキ痕の一部を無関係と判断して証拠を押さえていなかったのです。現場写真もほとんど撮っていませんでした。それが分かってから2カ月後、警察は再実況見分を行った。」「捜査の行方に不安を感じ

「じゃあ、行ってくるわ」それが、元気娘が家族に残した最後の言葉となった。それから4年10カ月余り。道路脇の花壇には赤い花が咲き、事故当時はなかった横断歩道もできた。その現場で、美紗さんの父博幸さん（37）が、こう心情を吐露した。

その結果、トラックは約35センチのブレーキ痕を残し、対向車線の歩道を越えて、交差点から道路の外へ飛び出し、電柱を折って停止していた。白倉夫妻の強い要請で事故から2カ月後、警察は再実況見分を行った。」「警察は、ブレーキ痕の一部を無関係と判断して証拠を押さえていなかったのです。現場写真もほとんど撮っていませんでした。それが分かってから2カ月後、警察は再実況見分を行った。」「捜査の行方に不安を感じ

ショックで死亡した。農業を営む自宅から、わずか500メートルしか離れておらず、文化祭の準備のため、普段より30分早く家を出た直後のことだった。

「警察から、美紗の飛び出しが原因だろうと説明されました。それが信じられなくて、何度も現場を見ると、長いブレーキ痕が残っていたのです。こんなにブレーキを踏んだのはなぜだろうと自分たちで調べました」

その場所に来れば、自然と涙がこみ上げる。なぜ娘は、こんな見通しのいい場所で、トラックにはねられたのか……。母裕美子さん（38）は事故当時を振り返る。

# 3日で 罪深い

## 「裁判員制度」の重圧 第5弾



裁判員裁判は、大型スクリーンを設置した特別法廷で連日開かれる

た白倉夫妻は、複数の交通工学の専門家や医師を頼り、独自の鑑定を3度も行った。目撃者も探した。何度となく検察に上申書を提出し、科学的な捜査を訴えた。

その執念が実ったのか、事故から2年3カ月後の05年12月2日、札幌地検岩見沢支部は、トラックの運転手を業務上過失致死罪で在宅起訴した。起訴状によると、運転手は制限速度を約45キロ上回る時速約95キロで交差点に進出し、自転車で横断していた美紗さんを右からはねて死亡させたと言

れる。裕美子さんがこう言う。「裁判がすぐが始まると思つていました。ところが、起訴から2カ月たつてもな

んの連絡もありません。検察に問い合わせると『公判前整理手続き』に入ると言うのです。何、その手続きは、という感じでした」

それも無理はない。「公判前整理手続き」と聞いてピ

### 法廷に映し出された血痕写真

くじ引きで選ばれた国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に有罪か無罪かだけでなく、死刑か無期懲役かという量刑も決めるのが裁判員制度だ。

しかし、裁判員に選ばれた一般の人が、1カ月も2カ月も裁判に拘束されたのでは「忙しいのいつまでも裁判員なんてやってられない！」と不満が出るだろう。そこで、国民が参加しやすいよう裁判の迅速化を図る目的で、初公判前に「公判前整理手続き」を実施することになった。

「密室」での公判前整理手続きは4回行われ、初公判が開かれたのは起訴から半年後の06年6月1日だった。白倉夫妻にとっては待ちに待った初公判だったが、予期せぬ出来事が起きたのだ。法廷に設置された大型スクリーンに突然、事故直後の写真が映し出された。初めて見る娘の血痕……。「遺族には何も知らされていませんでした。祖父母は法廷で絶句し、しばらく寝込みました」（裕美子さん）

殺入、強盗致死傷、放火、身代金目的誘拐、危険運転致死といった裁判員制度が対象とする重大事件では、公判前整理手続きは必ず実施される。刑事訴訟法の改正で05年11月から導入されたが、白倉さんのケースは北海道で2例目だった。「非公開を理由に手続きの日程すら教えてもらえませんでした。情報が突然遮断されたショックで妻は十二指腸に穴が開いて入院し、初公判は車椅子で入廷した

ほです」（博幸さん）

「密室」での公判前整理手続きは4回行われ、初公判が開かれたのは起訴から半年後の06年6月1日だった。白倉夫妻にとっては待ちに待った初公判だったが、予期せぬ出来事が起きたのだ。法廷に設置された大型スクリーンに突然、事故直後の写真が映し出された。初めて見る娘の血痕……。「遺族には何も知らされていませんでした。祖父母は法廷で絶句し、しばらく寝込みました」（裕美子さん）

将来、裁判員にわかりやすく説明するための「予行演習」だったと言えよう。そればかりか、白倉夫妻の期待をことごとく裏切るかのよう

に、裁判は進められた。被告の運転手は外形的事実

は認めていたものの、検察側の主張を一部否認。公判前整理手続きにより、焦点をトラックが出していた速度と衝突地点に絞り、法廷ではその2点に関して集中的に審理された。

「何を審理しているのか全く理解できませんでした。トラックが事故直前に60km/hで走行していた乗用車を追い越していたことや、どの時点で娘を発見したのかということさえ、法廷の場で語られることはなかったのです」(裕美子さん)

非公開の場とはいえ、それまで裁判官、検察官、弁護人は事前協議で証拠を見ているのだから、三者にとって公開の法廷はその続きでしかない。ところが、その過程を知らない遺族にとっては、せつかく法廷で始まった審理でさえも、蚊帳の外に置かれていると感じたのだ。

別の裁判では、焦点が絞られた結果、これまで公開



事故現場は見通しのいい直線道路

つかく参加してくれた裁判員の生活に影響が出るだろう。それを見越してなのか、時間通りに進まない、裁判官から厳しく

で重視されてきた動機の立証が審理の対象から外れることもあったという。

それ故、裁判員制度が始まれば、裁判員も遺族と同じ状況に陥る可能性は否定できない。最高裁のパンフレットに、裁判員の役割はこう書かれている。

大量の書類を読み込む必

## 公判で新しい証拠が出せない

そして驚くべきは、分刻みの裁判スケジュールが決められていることである。1

35分の日程表をご覧いただきたい。これは模擬裁判のものだが、実際に公判前整理手続きを経た裁判では、こうした日程表が配られる。少しでも日程がずれれば、

要はありません。証人や被告人の話を聴いたり、凶器などの証拠品を見たりすれば、事件について判断することが可能となります。法律知識も必要ありません。

裁判員は公判前整理手続きには参加しない。傍聴している遺族と同じ状況で法廷を見聞きするのだ。

注意されるというのだ。『予定の5分を過ぎていまして早く終わってくださーい』と言われました。時間割にこだわる裁判官の姿勢も問題ですが、公判前整理手続きは裁判員のいないところで証拠が扱われるので、

裁判官と裁判員に情報の格差が生まれます。知識も経験もない裁判員は、プロの裁判官に誘導されるのがオチです。

そう指摘するのは、元札幌地検検事正の小林永和弁護士。さらに続ける。

私が担当した事件の公判

## 社会福祉セミナー

「第45回社会福祉セミナー」(主催・鉄道弘済会、協賛・JR東日本)が来る7月24、25の両日、東京都千代田区有楽町の有楽町朝日ホールで行われる。

「脱「格差社会」への挑戦——地域再生と社会福祉の役割——」を総テーマに、「現代の貧困と社会福祉の役割」と題した日本女子大学教授岩田正美氏の基調講演、課題別選択講座、シンポジウムのほか、「上機嫌な社会」と題した東京大学名誉教授養老孟司氏の記念講演が行われる。

受講料は7500円。お申し込み・お問い合わせは、鉄道弘済会社会福祉部「社会福祉セミナー」係、電話03(5276)0325まで。

前整理手続きでは、検察官が出してきた証拠が少ないので、もつと出すよう要求しました。すると、『裁判員制度では、なるべく少ない証拠で争うので勘弁してください』と言われたのです。

ここに大きな「落とし穴」がある。大量の証拠を要求する弁護側と、不利な証拠は出し渋る検察側——。

秋田県藤里町で06年に起きた連続児童殺害事件では、

初公判から半年で判決を迎えたが、公判前整理手続きは12回を数え、起訴から初公判まで実に1年以上も費やしていたのだ。

「事前協議で弁護士と検察

官が争えば争うほど、初公判までに時間がかかり、証人の記憶が薄れます。裁判員裁判では法廷での証言が重要視されるのに、肝心の証人の記憶が薄れていては本末転倒です」(小林氏)

さらに、別の「落とし穴」もある。

広島市で05年、ペルー人の男が小学1年の女兒を殺害した事件でも、公判前整理手続きが適用された。その後公判が始まって検察側は、男がペルーで過去に起こした性犯罪事件について証拠調べを2度も請求したが、裁判所は却下した。前科が証明されれば、量刑に影響

6月2日(月)		
1	10:00 AM	開廷
2		●冒頭手続
3	10:05 AM	●冒頭陳述 検察官(15分) 弁護人(15分)
4	10:35 AM	●公判前整理手続結果頭出
5	10:40 AM	○休廷
6	10:55 AM	●書証取調べ(甲2, 3号証)
7	11:00 AM	●証人館野[被害者]主尋問(30分)
8	11:30 AM	●証人館野反対尋問(30分)
9	12:00 AM	●証人館野補充尋問(10分) 昼休み
10	1:15 PM	●被告人主質問(弁護人30分)
11	1:45 PM	●被告人反対質問(検察官30分)
12	2:15 PM	●被告人補充質問(裁判所10分)
13	2:25 PM	○休廷
14	2:40 PM	●書証の採否(乙2)及び取調べ(乙1, 3, 弁1)
15	2:45 PM	●証人浜田[清状証人]主尋問(弁護人5分)
16	2:50 PM	●証人浜田補充尋問(5分)
17	2:55 PM	●被告人質問(情状関係, 弁護人5分, 検察官5分)
18	3:05 PM	○休廷
19	3:30 PM	●論告, 弁論
20	4:30 PM	●中間評議

6月3日(火)		
1	10:00 AM	●評議
2		○休憩(適宜)
3	12:00 AM	●午前評議終了 昼休み
4	1:00 PM	●評議
5		○休憩(適宜)
6	3:00 PM	●評議終了
7	4:00 PM	●判決言渡し

※ 6と7の間(裁判官が判決書を起草)に、同意が得られた裁判員の方々に質問するなどして意見交換することが可能。

分刻みの公判日程通りに進むのか...

結果として、裁判員をさらに長く拘束する事態を招きかねないからでもある。そしてこの規定があるがために、白倉夫妻は法廷での意見陳述の内容を厳しく制限された。

「臨時国会で実施延期を議論」

幌地裁岩見沢支部は、運転手に禁固3年、執行猶予5年の有罪判決を言い渡した。検察は量刑を不当として札幌高裁に控訴したが棄却され、1審判決が確定した。

06年に発覚した富山県警による冤罪事件は、記憶に新しい。強姦罪などで起訴された男性が懲役3年の実刑判決を受け、約2年1ヵ月も服役した後に真犯人が現れ、再審の末に男性は無罪となった。

もし裁判員制度の下で、市民が冤罪判決に加担する事態があれば、それは、罪深い落とし穴と言える。

そしてこの見方は、国会でも広がりがつつある。

「秋の臨時国会で、裁判員制度が議論されるでしょう。実施延期や、法曹界に丸投げで決められた運用部分に反対している議員の輪は広がってきています」(社民党の保坂展人衆院議員)

国民の負担を軽くすることに力点が置かれ、真実の解明」という裁判の根幹が揺らいでいる。

響を与えかねないのだ。これは、公判前整理手続きが採用される

「陳述書は事前に裁判所に提出し、何度も削除命令を受けました。許可を得たものを読んでいたのですが、自分たちで調べた現場の様子に触れようとしたとき『証調調べではないので、被害者感情以外は言わないで』と裁判官に止められたのです」(裕美子さん)

請求できない証調調べは、新たな証拠が必要になるような証言は法廷で慎めようというのではないと口を挟む余地がないと言えぬのだ。

り直す必要が生まれ、その判を経て06年7月27日、札

「刑事裁判では知りたいこ

被告の十分な防御はできま

本誌・山本浩資

サンデー毎日

好評発売中!

08年度版

大学入試全記録

高校の実力

税込1500円